

動物公園サポーター制度（千葉市への寄付）ご利用の方へ
（ふるさと納税 ワンストップ特例制度開始のご案内）

平成27年4月1日から、ふるさと納税を促進する趣旨で、確定申告を利用しない給与所得者を対象に、寄付の際に、**申請書を提出**することによって、**寄付金の一部を住民税から控除できる制度**が新設されました。

この制度をご利用になれるのは以下1～3のすべてを満たす方が対象となります。なお、この制度を利用しないで、従前どおり、確定申告を行うこともできます。

1 **年間2千万以下の給与所得者等、確定申告が不要な方。**

（自営業者、自由業等、確定申告が必要な方は、確定申告にて寄付金等の控除申請をしていただくことになります。また、上記の給与所得者でも、高額医療等、控除のための確定申告が必要な方は対象外です。）

2 **当園への寄付金を含め、地方公共団体への年間（1月～12月。）**

の寄付の合計額が2千円を超える見込みの方

（2千円を超えた部分に所定の税率を乗じた額が控除される金額となります。）
（寄付の合計額が2千円以下の寄付は、適用対象外のため）
（但し、平成27年は、4月1日以降の寄付分が対象になります。）

3 **1年間の特例申請先が、5地方公共団体以下の場合**

（申請先が6以上の場合は、確定申告が必要になります。）

※ 上記1～3の疑義及び詳細については、お住まいの地区を所管する市税事務所等でご確認ください。

お問い合わせ先（お住まいが千葉市の場合：平日 8：30～17：30）

東部市税事務所市民税課 個人市民税班 043-233-8140

（中央区・若葉区・緑区在住の方）

西部市税事務所市民税課 個人市民税班 043-270-3140

（花見川区・稲毛区・美浜区在住の方）

上記全てに、該当する場合は、別添の特例申請書をご記入・捺印の上、寄付金先にご提出いただければ、ワンストップ特例制度の対象となり、別途手続きを経ることなく、翌年度の住民税から減税が受けられます。

なお、申請後、上記の条件に適合しなくなった場合は、確定申告手続きが必要となります。また、住所・氏名等が変更になった場合は、申請先に**変更届**を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

（申請書送付先： ☎264-0037 千葉市若葉区源町280番地

千葉市動物公園企画広報班 043-252-7566）